

日本のペット殺処分0の可能性
ー日本とドイツにおける法律及び動物保護施設の分析ー

高2

目次

序章

第一節 研究概要

第二節 研究動機

第一章 日本のペット殺処分の現状

第一節 ペット殺処分の原因

第二節 殺処分を減らす取り組み

第二章 ドイツと日本の法律の比較

第一節 日本の法律

第二節 ドイツの法律

第三節 法律の分析

第三章 ドイツと日本の動物保護施設の比較

第一節 日本の動物保護施設(川崎市動物愛護センター)

第二節 ドイツの動物保護施設(ティアハイムベルリン)

第三節 保護施設の分析

第四章 終わりに

第一節 結論

第二節 今後の計画

序章

第一節 研究概要

日本のペット飼育頭数は2022年全国犬猫飼育実態調査によると、犬が705万3000頭、猫が887万7000頭⁽¹⁾であり、ペット大国と言われているが、「可愛くなくなったから」「引っ越し先がペット禁止だから」や飼い主の死亡等の理由で、犬猫合わせて1年間で11906頭⁽²⁾殺処分されるという問題がある。これは、一日に約32頭殺処分されていることになる。近年のペットブームにより、今後もペットが増加し続けることを考えたら、早期の解決が求められる問題である。一方、動物愛護先進国のドイツのペット飼育頭数は犬約920万頭、猫約1,320万頭⁽³⁾であり、人口に対するペットの割合は1,6倍であるが、殺処分数はゼロ⁽⁴⁾(不治の病や末期がん等の場合は、獣医師による安楽死が行われる)である。動物保護先進国と言われているドイツと日本の法律や動物保護施設を分析することで、飼い主によって生死を決められるペットを減少させることができるのではないかと考えた。

本論文では、研究対象をペットに絞った。日本で殺処分が発生する原因と各自治体が行っている殺処分を減らす対策について述べる(第一章)、日本の法律とドイツの法律を比較(第二章)と動物保護施設の比較(第三章)。そして、これらから日本がペット殺処分0になるためには、今後どうしていくべきかをまとめる。

第二節 研究動機

私は小学生の頃、猫の保護施設に密着したテレビ番組を見た。その施設の職員によると、ここで保護している猫たちは、動物愛護センターから引き取って来た子達だと言っていた。その数日後、動物愛護センターで狭いゲージに入れられガス室へと追いやられていき、鳴き喚くが待っているのは死だけという映像を見た。その映像は、今でも忘れられないほど辛く苦しいものだった。また、近年のペットブームによって犬や猫だけでなく、ハムスターやトカゲなどのエキゾチックアニマルの飼育数も増加傾向にある日本でこの問題は放置してはならないと思った。

⁽¹⁾⁽³⁾各国の動物の飼養及び管理に関する法規制等の概要 環境省 ⁽²⁾犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況 環境省 対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日(2022年4月1日～2023年3月31日)

第一章 日本の現状

第一節 ペット殺処分の原因

(1)不妊去勢手術率の低さ

日本の繁殖に関する法律には以下がある。

第3 共通基準

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

資料1 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）

第三十七条

犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

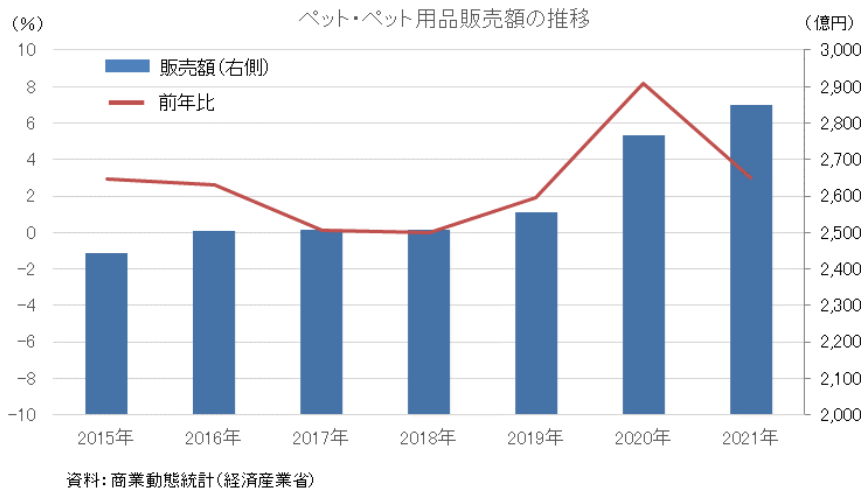
資料2 動物の愛護及び管理に関する法律

しかし、犬・猫不妊去勢手術に関する資料⁽⁴⁾によると平成23年度の電話調査で犬の去勢手術率が38.1%、インターネット調査では39.6%にとどまっている。猫の去勢手術率は同年の電話調査で73.0%、インターネット調査で78.1%。犬の理由として、手術をする必要がないと考えるから、可愛そうだから。猫の理由として、犬と同様、手術をする必要がないと考えるから、手術費用が高いから。猫一頭が妊娠すると、1年後には20頭、2年後には80頭、3年後には2000頭以上となり飼育できなくなる恐れがある⁽⁵⁾。飼い主不在の猫が爆発的に増加すると、近隣に迷惑をかける可能性も爆発的に増加する。これにより、猫の苦情が保健所や愛護センターに苦情が入り、最終的に処分されてしまったり、交通事故や飢餓で亡くなる猫が増加する。また、繁殖させた猫を飼育した場合でも多頭飼育崩壊によって行政に引き取られ、殺処分されてしまう事態も起こり得る。手術率を上げるために、手術をすることの重要性を知ってもらうことが必要である。

(2)衝動買い

ペットの衝動買いとは、ペットの動画や写真を見て可愛く世話やお金、今後の飼育のことを考えずに、飼ってしまうことである。現在のペットショップでは、「気になる子がいたら声をかけてください。抱っこできます。」という張り紙がある。一度、抱っこしてしまうと手放せなくなり、楽観的な気持ちで、飼う人が多いと聞く。

⁽⁴⁾環境省 資料6-1 犬猫の不妊去勢の義務化について ⁽⁵⁾不妊去勢手術をして飼いましょう 環境省

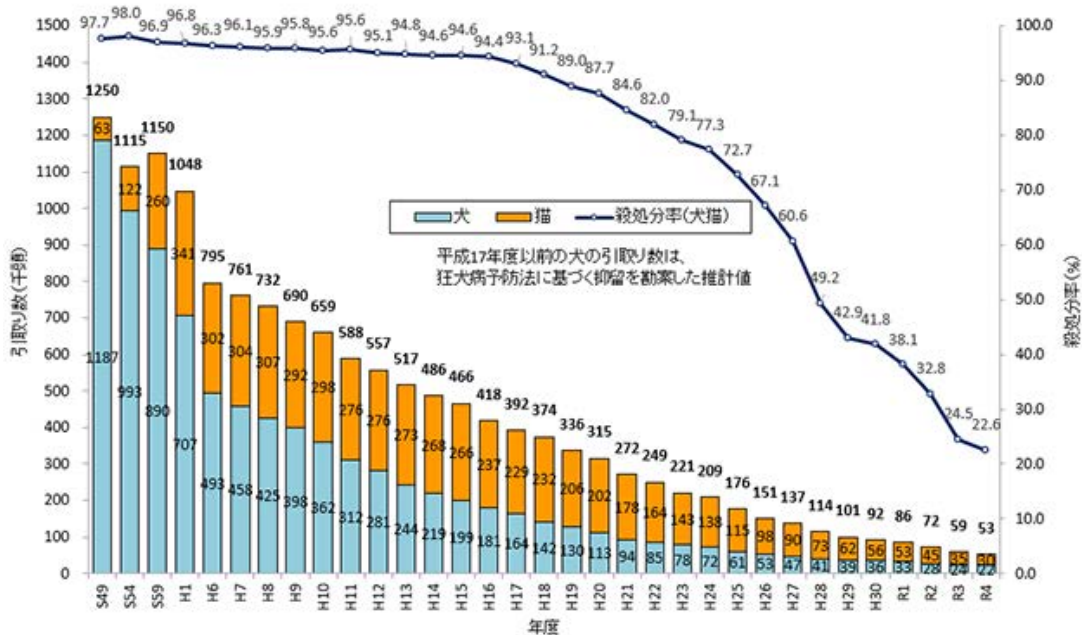


ペット・ペット用品販売額の推移 (経済産業省)

このグラフによるとコロナ禍に入った2020年に前年比が急激に増加していることがわかる。コロナ禍に入り、在宅時間が増加し家で過ごす時間を楽しいものとするため、ペットを飼う人が増加したのだと考える。現在、このことによる殺処分数の増加は見られなかったが、今後コロナが収束したことにより在宅時間が減り、飼育することができずに行政に預けたり、捨ててしまう人が増えるのではないかという懸念がある。

第二節 動物殺処分の取り組み

全国の犬・猫の引取り数の推移



全国の犬・猫の殺処分数の推移(環境省)

このグラフは全国の犬(青)・猫(オレンジ)の殺処分数の推移を表したものである。このグラフから、近年犬猫の殺処分数が減少傾向にあることがわかる。以下は、動物殺処分を減少させるために各自治体が行っている取り組みである。

(1)動物保護ボランティアの増加の取り組み

近年動物保護活動に興味を持つ人口が増加している。これにより、民間団体や行政で活動するボランティア数が増加し、それぞれの団体がより多くの犬猫を引き取ることができるようになったのではないかと考える。また、ボランティア数が増加した事により、一時預かりボランティア数の増加も推測できる。一時預かりボランティアとは、保護している団体の施設から新たな飼い主を探すため、動物を一時預かり人間との共同生活に慣れる活動である。この活動を行う人が増加したら、譲渡が可能な動物も増加し、保護団体が保健所から引き取れる動物の数も増加するのではないかと考える。以下a,bは動物保護ボランティアが増加した要因と考えられるものである。

a,京都動物愛護センター⁽⁶⁾

他の自治体でも行われている一時預かりボランティアやミルクボランティア(預かりで授乳するボランティア)に加え、センター内で活動を行うボランティアがいる。このボランティアは、3年卒業制である。

活動内容は、まずボランティアを以下の5つのチームに分ける。

- ・案内チーム:大人を対象とした愛護センター見学イベントの企画と実施を行う
- ・こどもちーむ:小学生以下のこどもを対象としたイベントの企画と実施を行う
- ・機関紙チーム:定期的に発行する機関紙の作成
- ・展示チーム:センターの展示物を作成
- ・元気アップチーム:ボランティアスタッフ同士の交流会の企画

卒業後は、センターで行われるイベントの手伝いを行う。ここでは、専門的なノウハウを持った人たちが毎年50名程度増加する。さらに、その人達から正しい動物愛護についての知識が広まり、動物愛護に興味を持つ人が増加し、動物愛護センターやセンター内にいる動物について知り、センター外のボランティアへ動く人が増加したのではないかと考える。

b,メディアの活用⁽⁷⁾

動物保護に興味を持つ人が増加したのは、テレビが関わっていると考える。omusubiのアンケートによると、「TVで保護犬を取り上げる事が多く、保護犬について知ってもらえたこと」と回答している例も見られた。今後、より動物保護活動を浸透させるためには、テレビや動画配信サービスで配信し、認知してもらうことが重要になってくると考える。

⁽⁶⁾世界のアニマルシェルターは、犬や猫を生かす場所だった P262 ⁽⁷⁾保護犬猫マッチングサイトomusubi

(2)譲渡数の増加

譲渡とは、新しくペットを飼う際にペットショップやブリーダーからの購入以外に動物愛護センターやボランティア団体が保護している動物を引き取ることを言う。譲渡数の増加により、各施設で保護することのできる動物が増加すると考えられる。各自治体は譲渡数を増加させる為、様々な対策を行っている。本論文では、a熊本市⁽⁸⁾ b横浜市⁽⁹⁾ c東京⁽¹⁰⁾の例を挙げる。

a,熊本市

熊本市は元々殺処分数が多い市であった。

その後、職員達は「殺処分ゼロを目指す。」をスローガンに掲げた。これを目指すためにまず行ったことは、「間口を狭くすること。」2012年に全国で殺処分された43%が飼い主の持ち込みである。これら「命」を持ち込んでいる飼い主に対し、職員たちは、「本当に自分ではお世話できないのですか?」「引取り手を探しましたか?」「ここに入ったらこの子は命を落とすのですよ。」など粘り強く「説得」を行った。また、熊本市動物愛護センターは「間口を狭くするだけでなく出口を広く」というポリシーも掲げていた。開庁時は、見学者はいつでも施設内を見て回れる。治りそうにない病気だったり、手がつけられないほど攻撃的でもない限り、極力、殺処分は行わない。そのため、何年もここにいる老犬もいると言う。職員たちは、新しい家族に出会える可能性が少しでもある限り、しっかり世話をしている。

b,横浜市

横浜市は、市民センターと動物保護センターを併せた複合施設になっている。そのため、保護動物に関心がない人も利用することにより、保護動物のことも知ってもらえる施設になっている。施設内は、視聴覚室兼大研修室、飼育体験実習室、ふれあい広場(芝生)等で構成されている。尚、飼育体験実習室には、動物アレルギーの人も上から見下ろせるスペースがある。横浜市は、来場者数の増加だけでなく、動物保護団体と連携し、最終的な譲渡先を報告してもらうなどボランティア団体との連携で譲渡率を上げる試みもされている。それによって、ずいぶん譲渡率が上がっていると施設の人言っている。

c,東京都「NPO法人 キャットガーデン」

東京都では、猫カフェとシェルターを合体させた施設がある。この保護猫カフェは、ソーシャルビジネスを行っている。ソーシャルビジネスとは、社会的問題解決を目的とした事業のことである。チャリティー文化が根付いていない日本では、資金収集が大きな課題となっている。ここでは、入場料が寄付金となり、時間制限なしで滞在できる。また、入場料の金額は個人に任されている。ここにいる猫の8から9割は行政の動物センターから来ている。日本人は、命を奪う行為に抵抗感を持つ人が多いため「ノーキルシェルター」でないと支持者がついて来ない。ノーキルシェルターを続けるため、子猫動画を発信したり、ブログ漫画を作ったり等宣伝への労力は惜しまない。

⁽⁸⁾世界のアニマルシェルターは、犬や猫を生かす場所だった p270 ⁽⁹⁾世界のアニマルシェルターは、犬や猫を生かす場所だった P274 ⁽¹⁰⁾世界のアニマルシェルターは、犬や猫を生かす場所だった P282

第二章 日本とドイツの法律の分析

第一節 日本の法律

日本のペットに関する法令は、ペットフード安全法や家庭動物等の飼養及び保管に関する基準などがあるが、本論文では、動物愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護法)を取り上げる。

動物愛護法は、1973年に議員立法によって制定された法律である。制定されて以来、1999年12月、2005年、2012年、2019年に改正がおこなわれている。

(1)定義

資料3

第一条

この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の愛護に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることとする。

第一条には法律の目的が規定されている。①「動物の虐待防止や適正な飼養」②「危害や迷惑を防止するための適切な管理」に分けられる。この2本の柱は、今も基本的に維持されている。更に、2012年の改正で、「生活環境の安全上の保持等」が追加され、「人と動物の共生する社会の実現」が最終的な目的であると明記された。この改正は、人間のためだけであった法律が、人間と動物のための法律になった。

「民法」には、動物は動産として定められているため、テレビなどの「モノ」と同じ扱いになる。「モノ」と同じ価値観のため、捨ててしまうのではないかと考える。

(2)繁殖

資料4

第7条 5項

飼い主等は、動物がみだりに繁殖して、適正に飼うことが困難になることのないよう、繁殖に関する適正な措置を取るよう努力しなければならない。

第37条

犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認めた場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2019年の動物愛護法改正で、犬猫の所有者は、繁殖により適正飼養が困難になる恐れのあるときは、繁殖防止のため、生殖を不能にする手術等の措置をとることが義務化された。具体的には、去勢手術、不妊手術等の繁殖制限の措置を講じる必要がある。飼い主等の許容範囲を超えた繁殖は、多頭飼育による動物の飼育環境の悪化につながり、餌や水が不十分になったり、不衛生による病気が発生したりと虐待と捉えられるような事態発生の可能性がある。また、周辺環境への悪影響、終生飼養の放棄等の悪影響になる可能性がある。繁殖を防ぐことにより、終生飼養の放棄によって発生する行政の殺処分数も減少すると考えられる。

(3)ブリーダー

資料5

第21条

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2,都道府県券又は政令指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる

第一種動物取扱業者とは、動物の販売、保管、貸出、訓練、競りあわせ、譲受飼養を、営利目的で業として行う者をいう⁽⁴⁾。2項では、1項を遵守するために、都道府県や政令指定都市は条例の他に基準を定めることができると記されている。1項では、第一種動物取扱業者は、①動物の健康と安全を保つ、②環境省令が出している動物の管理方法を守る。以下は、環境省令をまとめたものである。

資料6 環境省令

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

①では、清掃や消毒を行うこと、ケージの大きさは犬は2倍以上、猫は1,5倍以上ということや②では、一人当たりの飼養又は保管をする頭数は、犬は20頭、猫は30頭(子犬や子猫は含まない)などが定められている。繁殖用としては、犬は15頭、猫は25頭となっている。この環境省令は、2019年の改正によって追加された。これにより、資料4では、「適正な飼養が受けられなくなる場合」と抽象的であったものが具体的になり、法律に実効性が生まれたと言える。この省令では、2024年までに規定の頭数にすることが定められているが、これによる繁殖引退犬が増加し、その犬が野山に捨てられるという問題が発生している。

⁽⁴⁾動物愛護法入門 民事法研究会 P186

(4)殺処分の基準

資料7

第40条

動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

これに基づいて、炭酸ガスや人酸化炭素、薬品による安楽などできる限り動物に苦痛を与えない方法で殺処分される。しかし、できる限り苦痛を与えない方法となっているため、自治体によって、炭酸ガスや二酸化炭素による殺処分が行われていたり、薬品による安楽死が行われていたりとの差がある。また、実際に殺処分を行う職員の精神的負担に対する配慮などが主張されており、この条例には多くの課題があると考えられる。

(4)動物保護施設

資料8 環境省告示

3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。

6 施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。

所有者がいなくとも思われる保管動物は、家庭動物や展示動物として適正かを評価し、適正であると認められる場合は、飼育希望者を募集し、できるだけ生存の機会を与えるように努めることとされている。動物保護施設には、動物取扱業者のような管理方法の基準がない。また、保管の期間についてはできる限りと抽象的であるため、自治体によって、保管のきかんと殺処分するまでの過程に差が生じている。この差をなくすために、収容施設に関する明確な基準を設けるべきであると感じた。

第二節 ドイツの法律

(1)動物の位置づけ

資料9 ドイツ民法（国立国会図書館調査及び立法考査局）

第90条a 動物

動物は、物に属さない。動物は、特別の法律により、保護する。動物には、別段の定めがない限り、物に関する規定を準用する

この法律は、動物は物ではないとはっきり明記している。ドイツの動物保護の考えは19世紀頃から始まっている。「ライヒ動物保護法」には、動物は同胞として定められているため、動物を同じ国民として意識し、動物が可哀想な思いをしないようにするため殺処分数が0になったのではない

かと考える。ドイツのこれらの考え方から、人間により行き場を失った動物のケアをするのは当たり前、動物を飼いたいならば、保護施設に行くのが当たり前ということに繋がっているのだと考える。

(2)繁殖

資料10 ドイツ犬の保護に関する法律（ドイツにおける動物保護の変遷と現状 中川亜紀子）

第3条 商業的繁殖の際の世話に対する要求

犬を商業的に繁殖する者は、10頭までの繁殖犬とその子犬事に、必要とされる知識及び能力を主務官に証明した飼育者を1人置くこと保証しなければならない。

第4条 屋外飼育に対する要求

屋外で犬を飼育する者は、犬に、小屋の外部に天候から守られた日陰になる断熱された床の寝場所を用意しなければならない。小屋は、断熱され健康に無害の材料から作られ、犬が負傷したり濡れたりするものであってはならない。また、犬がその行動に適して動いたり横になったりでき、暖房できない場合は内部を犬の体温で温かく保てなければならない。

第5条 屋内飼育に対する要求

自然採光が確保される空間でのみ犬の飼育が許される。室内には十分に新鮮な空気が確保されなければならない。自然採光のための窓の大きさは室内の床面積の少なくとも8分の1の大きさがなくてはならない。自然採光が僅かな場合は、自然の昼夜のリズムに合わせて照明を用いなければならない。室内には十分に新鮮な空気が確保されてなければならない。

第6条 檻での飼育に対する要求

犬に体高に応じて、檻は以下の条件を満たしておかななければならない。その際、床の各辺の長さは少なくとも犬の体長の2倍はなくてはならず、また、どの辺も2mより短くしてはならない。

体高 cm	最小床面積 m ²
50 未満	6
50以上65未満	8
65以上	10

同じ敷地内で複数の犬を個別に檻で飼育する場合は、犬が互いにアイコンタクトを取れるように檻を配置しなければならない。檻内では犬を繋いではならない

犬の繁殖業者は繁殖に使う成犬10頭までとその子犬しか持つてはいけない。そして業者はその教育と知識を身につけていることを役所に証明しなければならない。

〈屋外で飼育する場合〉

①小屋と寝場所を用意すること、②寝場所は、断熱された床を使うこと、③小屋は、適度な運動ができ、暖房を使用する不可能な場合、犬の体温で温かく保てること

〈屋内飼育の場合〉

①太陽光などの自然採光が確保できること、②十分に新鮮な空気が確保できること、③窓の大きさは、床面積の少なくとも1/8であることが定められている。

第6条で記されている体高とは、動物が立ち上がった状態で、地面から背中までの高さのこと⁽¹³⁾であり、50cm未満は小型犬~中型犬の小さめの犬、50cm以上65cm未満は中型犬~大型犬の小さめの犬、65cm以上はそれ以上にあたる。これらは、ブリーダーも遵守しなければならない。この法律により、繁殖が抑制され、無駄な命が生まれることや多頭飼育崩壊を防いでいるのだと考える。また、ドイツはペットショップを禁止する法律はないが、この法律を守ることが難しいためペットショップがないのだと考えられる。

(3)殺処分

資料11 動物保護法

第三章 動物の殺害

1) 脊椎動物は、与えられた状況下で合理的な限り、無感覚状態および無感覚状態またはその他の状態で、痛みを避けながら効果的に痛みを除去(麻酔)した場合にのみ殺害することができる。法律に従って、または他の法規定に基づいて、狩猟の一環として麻酔なしで脊椎動物を殺すことが許可されている場合、またはそれが許可された害虫駆除措置の一部として行われる場合、その殺害は以下の場合にのみ許可されます。避けられないほどの痛みを引き起こさない場合は、実施してください。脊椎動物を殺すことが許されるのは、必要な知識と技術を持った者だけです。

この法律は、動物を殺処分する際に、まず麻酔を行い、無感覚な状態にしてから殺害することができる」と記されている。また、狩猟や害虫駆除は、許可が出ている場合のみ行うことができるとされている。

第三節 日本とドイツの法律の分析

ドイツと日本の動物に関する法律では、定義が違う。ドイツの民法(資料4)と日本の民法を比較すると、ドイツは、動物は、物に属しないと明記されているのに対し、日本は、「動産」と定められている。動物に対するドイツと日本の認識の違いがわかる。ドイツでは、「同胞」つまり動物を人間と同様と捉えており、助けなければならない命だという価値観であるから、動物殺処分0を達成できたのではないかと考える。一方、日本では、動物を人形のような「モノ」としての認識があるため、衝動買いのようなことが起こり、ペットについて興味がなくなったら捨ててしまうということが発生するのではないかと考えられる。また、殺処分の方法が違う。ドイツは動物の感覚がなくなってから殺処分を行っているが、日本は、感覚があるところからガスによる窒息死や安楽死(鎮痛剤を使用しながら24時間眠っている場合にもある)を行っている。このことについても動物の価値観の違いが関わっていると考える。今後、動物殺処分0に近づくためには、動物への認識や価値観を変え、国民のペットや保護動物の「命」への関心を高める必要があると考える。

第三章 日本とドイツの動物保護施設の分析

第一節 日本の動物保護施設

動物愛護センターとは、動物愛護を基本理念とした「動物の愛護及び管理に関する法律」の実践的な推進施設のことであり、市の動物愛護施策の中核施設として、犬猫等の譲渡、保護した動物の健康管理、動物愛護の普及啓発等を行う施設のことである。川崎市動物愛護センターを訪問した。以前私が見た動物保護施設は殺処分をするための場所というイメージが強く一つのケージに何匹もの犬や猫が詰められている印象であったが、今回訪れた川崎市動物愛護センターは施設内がとてもきれいで清潔で動物を生かすための場所であった。以下(1)~(4)は、センター内の活動内容や施設についてである。

(1)運営

川崎市動物愛護センターは行政が運営しているため主に税金で運営を行っているとかんがえられるが、他にもネーミングライツパートナーで得た寄付金や一般人からの寄付金で運営を行っている。ネーミングライツパートナーとは、公共施設などの名称に企業名や商品名を付ける場合の命名権者のことであり、パートナーなどから対価(収入、維持費)が得られる。例えば、味の素スタジアムである。川崎市の動物愛護センターもこれを取り入れており、逸失年額30万円以上で募集を行っている。猫の行動を観察する部屋にペピイにゃんmeetsルームという名前がつけられている。この部屋は、「新日本カレンダーペピイ事業部」とネーミングライツパートナーを結んでいる。この会社からは、年額30万円以上の寄付の代わりにペットのおもちゃが寄付されている。他にも、「日特エンジニアリング株式会社」と結んだNITTOKU適正飼育啓発室や「日本ヒルズ・コルゲート株式会社」ヒルズ研修室という名前の部屋があり、これらの会社から得られる寄付金で運営を行っている。

(2)飼育環境

センターの3階に譲渡猫室という部屋がある。譲渡猫室は、新たな飼い主が見つかることを待っている猫(成猫)が過ごす部屋である。普段は、外から見ることはできないが、毎月第3日曜日に行われる譲渡会の日には実際に中へ入ることができる。一匹につき一ケージ与えられており、2階建ての構造になっているため、上下運動が好きな猫にとって良い環境であるといえると思う。以下の写真は2階にある犬舎である。



自身撮影

脱走を防ぐため、扉が2段階になっている。散歩に行くときは、手前の扉でリードを付ける。奥の扉から先は犬だけの部屋になっており、中にはおもちゃやタオルがある。



川崎市動物愛護センター ホームページより

この部屋はペピイにゃんmeetsルームである。この部屋は猫の行動を観察し、それぞれの個性を知る事により、猫と新しい飼い主さんが出会う部屋である。この他にも、家庭での暮らしをイメージしながら新しい飼い主さんと犬猫の相性を見る目的で作られた行動観察室が犬猫それぞれにある。譲渡するのも大切な仕事だが、譲渡した先で幸せに暮らせるような取り組みがある。

(3)譲渡条件

資料12 譲渡条件と流れについて 川崎市動物愛護センター

1. 市内及び県内、都内に在住している成人であること。
2. 家族全員の同意があること。
3. 譲渡される動物を適正に飼養管理し、終生飼養すること。
4. 飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼育が承認されていることが明示されている5. 規約等の文書(写し)が提出できること。
6. 不妊去勢手術を実施すること。
7. マイクロチップを挿入し、所有者明示をすること。
8. 犬の場合には登録、狂犬病予防注射を実施すること。
9. 原則として65歳以上の高齢者世帯でないこと。
10. 原則として独居ではないこと。
11. 譲渡時の誓約書の内容を理解し、遵守できること。
12. センターが実施する譲渡前講習会を受講すること。
13. センターが実施する譲渡後調査(現地訪問を含む。)に協力できること。
14. センターが指導する飼養方法を遵守すること。
15. 本市の動物愛護行政に係る施策等を理解していること。
16. その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

これらより、動物が譲渡された先で辛い思いをしないような終生飼養や災害発生時のことを考えた譲渡条件が多くあることがわかる。この譲渡条件は自治体によって異なっている。ペットショップにもこのような飼育条件を設ける事により、衝動買いを防げるのではないかと考える。

(4)活動内容

川崎市が目指す動物行政は「人と動物の共生する社会の実現」
コンセプトは「動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設」

①いのちを学ぶ場

動物を身近に感じるにより、「いのち」を大切にす気持ちや豊かな情操を育む拠点として、動物に係る情報発信を行っている。

例)いのち・MIRAI教室やサマースクール等

②いのちをつなぐ場

・保護動物の譲渡を推進するとともに、動物の正しい関わり方を学ぶ拠点として、動物の適正飼養を推進する。

・動物に関する相談・問い合わせや保護した動物へのきめ細やかな健康管理、迷子の犬や負傷した犬・猫の保護返還を行っている

③いのちを守る

動物由来感染症の情報発信や検査などを実施している。また、災害時に必要な物品などの備蓄について情報発信をしている。

これらの活動内容より、保護動物について発信する場、一つの命について学びを深める場であると言える。動物保護施設は、昭和の狂犬病に感染した犬の拘留施設であった。現在は、動物を生かし、つなぐ場へと大きく変わったことがわかる。全国で動物殺処分が減少するためには、より多くの施設で殺処分する施設から「命をつなぐ」「命を生かす」施設へと変わる必要があると感じた。また、出張スタイルのように、動物保護活動について各地のイベント会場で行う事により、保護動物について関心がない人の元に届き、動物殺処分ゼロの取り組みについて浸透していくのではないかと考える。

(5)譲渡会

川崎市動物愛護センターでは、毎月第3日曜日に定期譲渡会を実施している。普段開放していない譲渡猫室(犬は行動観察室)が開放されたりと間近で譲渡動物の見学ができる。また、NITTOKU適正飼育啓発室では、動物愛護団体の譲渡会も同時開催している。センターにいる動物だけでなく、動物愛護団体とも連携して、譲渡会を開催することによって、引き取り候補に入る動物を多くしていると考えられる。

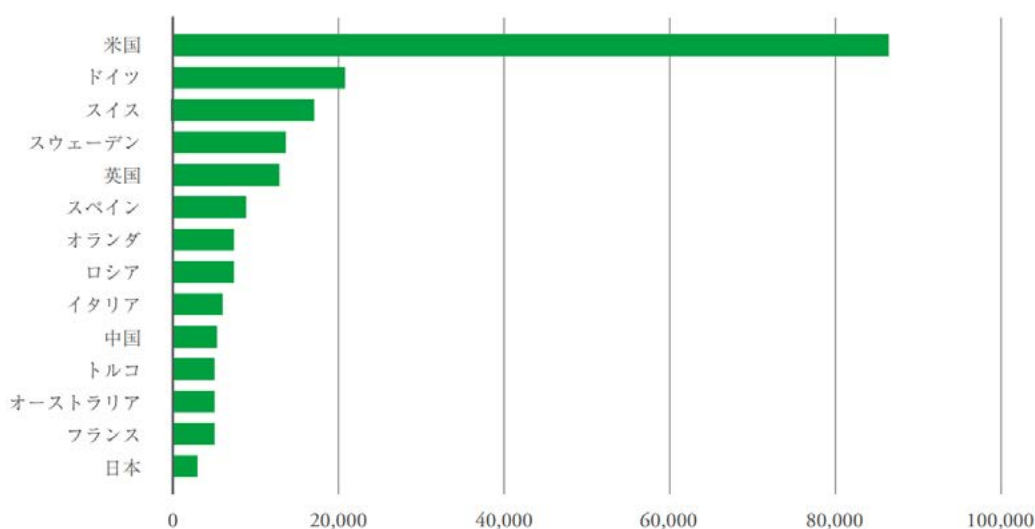
第二節 ドイツの動物保護施設

ティアハイムとはドイツの動物保護施設のことであり、100%民間団体が運営している。ここでは、運営方針から大怪我等その動物が苦しんでいる場合を除いて、動物殺処分が禁止されている。ティアハイムでは年間1万頭以上もの動物を引き取っている。そのうち6割は飼い主の死

亡や引っ越しのためという理由であり、残りの4割は劣悪な飼育環境であったため、獣医局で没収されたり、飼い主が不明の動物である。

(1)運営

ティアハイムの運営は100%民間団体が運営している。そのため、寄付金や会費が重要になる。会費は16歳未満は無料だが、年間最低20ユーロである⁽¹²⁾。寄付金の収集方法は2つ考えられる。第一に、一般からの寄付である。ドイツは、19世紀頃から動物愛護の考えが根付いていることや新聞を使いティアハイムの活動について宣伝しているため、動物保護について広く浸透し、寄付金が集まっているのではないかと考えられる。第二に、フィランソロピーという活動が盛んに行われている。フィランソロピーとは、企業が社会に貢献するための奉仕活動を行ったり、財団や各種活動に寄付金を供出して協力したりする活動のことである。以下のグラフを主要国の助成財団数を表したものである。



主要国の助成財団数 (フィランソロピー基礎講座)

このグラフより、ドイツは米国についてフィランソロピーの活動が盛んであることが分かる。今回、ティアハイムでどれぐらいフィランソロピーが行われているかは分からなかったが、大企業が多くの寄付をすることによって、ティアハイムの運営が成り立っているのではないかと考えられる。また、大企業が寄付を行うことによって、一般人もティアハイムについて興味関心を持ち、寄付金だけで運営していけるのではないかと考えられる。

(12) ページ ティアハイムの収益源

(2)飼育環境

写真



左:アニマルドネーション、中央・右:Mieleホームページより

左の写真にはキャットタワーがあるペットショップと同じような空間があるため、動物の自然な姿を見ることができ、見るだけでも楽しむことができる。また、真ん中の写真から、開放的なくうかんであることがわかる。引き取りのみならず、動物たちを見に来る人たちが増加すれば施設に訪れる人が増加し、新たな飼い主としての候補が誕生するのではないかと考えられる。

(3)譲渡条件

一日8時間以上仕事等で家を留守にしているか 家族の中で動物が嫌いな人がいないか 年収はどのくらいあるか 猫が自由に家庭内を走り回ることができるか 先住の動物はいるか。彼らは予防接種を受けているか

パケトラ

上記枠内はほんの一部である。上記のように、ティアハイムでは譲渡をする際に、家族構成や収入状況、勤務時間等に関する質問が行われる。勤務時間が8時間以上、家族に動物アレルギーや動物嫌いな人がいる場合は譲渡できないという高い譲渡率を誇っているが、譲渡条件は厳しく、保護された動物が二度と辛い思いをしないよう安易な譲渡を防いでいることがわかる。

(4)仕事内容

ティアハイムの目的は、「動物の保護と収容」と「動物の仲介と譲渡」である。ティアハイムでは、180人が働いている。受付、会計、広報、技術、政治や法律コンサルタント、獣医が4名、看護師、そしてメインの仕事となる実際に動物たちの世話やしつけをするスタッフ。また、散歩など一緒に時間を過ごしてくれる300～400名いる。

(5)譲渡会

ティアハイムの譲渡率は9割と高い。ティアハイムベルリンに勤務されている野原さんへの取材記事によると、ティアハイムは日本より譲渡率を意識していなかったように感じたと言っている。譲渡アピールや啓発運動はおこなっていたものの、譲渡を頑張ろうとか、収容頭数を少なくしようとかいう意識はあまり強くなかった気がすると言っていた。あまり譲渡を意識していないのにも関わらず、譲渡率が高いのは、ペットショップがないことが関係していると思う。法律の面でも触れたが、ドイツはペットを飼育する際に厳しい法律があるため、ペットショップを経営するのは厳しい。そのため、ドイツではペットを飼おうと思ったらティアハイムへ行くかブリーダーの元へ行くのが通常なのだそう。これにより、ティアハイムの譲渡率は高くなっていると考えられる。

第三節 動物保護施設の分析

ティアハイムと動物愛護センターでは、飼育環境が違うことが分かった。ティアハイムは、ペットショップのようなガラスケースで展示されているため、ペットショップに来たときのように見るだけでも楽しむことができる。一方、日本はケージで展示されているためマイナスな印象が残ると感じた。日本で多くの動物が生きるためには、保護施設をペットショップのような環境に変えれば、来場者が増加するのではないかと考える。このような環境にするためには、施設への寄付金が重要になってくる。その寄付金にも違いがある。ドイツの愛護センターは、年間維持費約800万ユーロのほとんどを寄付金や会費で賄っている。しかし、日本は寄付金が少なく、ほとんどを税金で賄っている。寄付金がより多くなれば、施設を改善する資金が集まるという期待ができる。また、寄付金の増加により不妊去勢手術や飼い主がいらない動物の保護も進むと考える。殺処分0にするためには、動物保護団体への寄付が重要になってくると考える。

第四章 終わりに

第一節 結論

ペットの殺処分が0になる可能性は、長期的に考えたら「可能である」と考える。ペットの殺処分を0にするためには、意識改革が必要不可欠である。第二章より動物の価値観の違いが見られた。また、以前、女子中高生に動物保護施設についてアンケートを取ったところ、可哀想や怖いという回答が多く見られた。動物殺処分0に近づくためには、愛護団体や愛護センターから里親へ、譲渡する必要があるが、ペットを飼おうと思った時に、上記のような印象や価値観であると、動物保護施設はペット候補先にならないと考える。そのため、動物保護施設や保護動物への認識をプラスの印象に変える必要があると思う。しかし、この意識改革には長い時間がかかると感じる。そこで、多くの人が利用しているSNSを活用することが早期解決に向けて重要になってくると考える。ドイツでは、新聞の活用により、ティアハイムについて浸透させた。日本でも、SNSを活用し、保護動物や施設内の情報発信を行う事により、動物保護施設や保護動物への認識が変化し、プラスな印象や助けるべき命という認識が浸透すれば、保護動物をペット候補に入れる人が増加すると考える。また、動物保護活動について浸透することにより、寄付金が増加すると考える。第三章でも上げたように、ティアハイムは日本のペットショップのような環境が整っているため、訪れるだけでも楽しいと感じる事ができる。保護動物への認識が変化し、寄付が増えたら、ペットショップのような環境を作ることができ、訪れる人の増加が見込まれる。

第二節 今後の計画

今回の探究により、動物保護についてSNSなどを用いて、浸透させていく必要があることが分かったが、どのようにすれば印象に残り、浸透させられるかまでは至らなかったため、そこを研究していく必要があると考える。また、日本におけるペットの問題は、殺処分だけでなく、大きな災害が起こったときの被災動物が飼い主と一緒に避難できず命を落としてしまう問題や自治体から引き取りを拒否されたペット、2019年の繁殖頭数制限によって繁殖引退犬が野山に捨てられるという問題などペットが人間によって命を落とす問題は様々ある。本論文では、ペットに焦点を当てたが、所有者不明の野良犬、野良猫はペットの引取り数の2倍と数多くいる。今後、殺処分0にする

ために、これらの犬猫はなぜ生まれてしまうのかも研究する必要があると考える。日本で動物の視点から考えたアニマルウェルフェアの考えが浸透すれば、動物に関連する問題により多くの焦点が当てられるようになるだろう。人々の動物保護への関心が高まり、殺処分0の日が来ることを願っている。

参考文献

[1]「動物愛護法入門」民事法研究会

[2] 本庄萌「世界のアニマルシェルターは、犬や猫を生かす場所だった」

[3]「各国概要」、「各国の動物の飼養及び管理に関する法規制等の概要」、環境省、2024.2.14

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/tekisei/h29_03/mat02.pdf

[4]「犬・猫の引取り及び処分の状況」、「犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」、環境省、2024.2.14

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html

[5]「各国との比較～犬猫殺処分等の状況」、「国別データ比較」 公益社団法人アニマルドネーション、2024.2.14

<https://www.animaldonation.org/anidone/wp-content/uploads/2017/01/b9db6c56696930847c289426c4399fa3.pdf>

[6]「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」、環境省、2024.2.14

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_82.pdf

[7]「犬・猫の不妊去勢手術」、「犬猫の不妊去勢の義務化について」、環境省、2/15

https://www.env.go.jp/council/content/i_10/900435392.pdf

[8]「不妊去勢手術をして飼いましょう」、環境省、2024.2.15

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2810a/pdf/02.pdf

[9]「コロナ禍でもペット・ペット用品の販売額は堅調」、「ペット産業の動向」、経済産業省、2024.2.15

https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20220311hitokoto.html

[10]「全国の犬・猫の引取り数の推移」、「犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」、環境省、2024.2.14

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html

[11]「ペットを取り巻く社会情勢とOMUSUBIの現状」、「保護犬猫マッチングサイトOMUSUBIが5周年！譲渡数1,300件を超え、コロナ禍で登録団体数は+126%に。」、PRTIMES、2024.2.15

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000079.000015317.html>

[12]「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」、環境省、2024.2.15

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60001000007>

[13]「ドイツ民法」、国立国会図書館及び立法調査局、2024.2.17

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9214781_po_201401d.pdf?contentNo=1

[14]「体高」、「ホームメイド用語集 ペットショップ用語辞書」、ホームメイドリサーチ、2024.2.14

<https://www.homemate-research-pet-shop.com/useful/glossary/00165/3796301/#:~:text=%E3%81%9F%E3%81%84%E3%81%93%E3%81%86&text=%E4%BD%93%E9%AB%98%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81%E5%8B%95%E7%89%A9%E3%81%8C,%E3%81%AE%E9%95%B7%E3%81%95%E3%82%92%E3%81%84%E3%81%86%E3%80%82>

[15]「動物保護法」全文

https://www.gesetze-im-internet.de/tierschg/B_JNR012770972.html

[16]「第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準」、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」、環境省、2024.2.13

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60001000007>

[17]「譲渡条件と流れについて」、川崎市動物愛護センター、2024.2.7

<https://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/39-2-5-1-0-0-0-0-0-0.html>

[18]「第三 保管、返還及び譲渡し」、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」、環境省、2024.2.14

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_4.pdf

[19] 「助成財団セクター」、「新しいフィランソロピーを発展させるエコシステムに関する調査」、一般財団法人社会変革推進財団、2024.2.13

<https://www.siif.or.jp/assets/pdf/legacy/%E3%80%90%E6%9C%AC%E7%B7%A8%E3%80%91%E6%96%B0%E3%81%97%E3%81%84%E3%83%95%E3%82%A3%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%BD%E3%83%AD%E3%83%94%E3%83%BC%E3%82%92%E7%99%BA%E5%B1%95%E3%81%95%E3%81%9B%E3%82%8B%E3%82%A8%E3%82%B3%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%EF%BD%9E%E5%AF%8C%E8%A3%95%E5%B1%A4%E3%81%AE%E6%84%8F%E5%BF%97%E3%81%82%E3%82%8B%E8%B3%87%E7%94%A3%E3%82%92%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E3%81%AB%E7%94%9F%E3%81%8B%E3%81%99%EF%BD%9E.pdf>

[20] 「ティアハイムの収益源」、「ティアハイムとは〜ペット先進国ドイツの動物保護事情」、PEDGE

<https://pedge.jp/reports/tierheim/>